

第63回管理運営問題部会 議事録

開催日時 2015年2月15日(日) 14:00~16:00

開催場所 ブリリア多摩センター 集会室

出席者(敬称略・順不同)

常光、大山、内多、小川、長谷川、松崎、二宮、白石、小幡、井口
以上10名

司会者 常光部会長

議 題

区分所有法の検討

- 資 料
- ・「法令の見かた、用語の読み方」 (部会長提供)
 - ・「第2 用語」(上記資料の補遺) (部会長提供)
 - ・「マンション法の解説 一区分所有法一」 (各自が準備)

1. 議 題 区分所有法の検討

- 1) 今回より区分所有法の読み込みに入る。それに先だって資料「法令の見かた、用語の読み方」、「第2 用語」に基づいて部会長より以下の説明があった。

(1) 法令等の種類

法律には優劣がある。同格はほとんどない。格上が各下より優先。たとえば憲法に反する法律を作っても有効性は無い。法律に抵触する条例を作っても有効性を持たない。区分所有法の読み込みの際にまずこの点を理解しておくこと。

i) 法令等

法令：法律と命令とを合わせて呼ぶ法律用語。

法律：国の唯一の立法機関である国会によって成立される成文法を指す。

命令：国の行政機関(省庁の長を含む)が制定する法規範(政令・省令などを含む)を指す。

政令、府令、省令がある。

また、地方公共団体の制定する条例・規則や最高裁判所が定める最高裁判所規則などを含む意味で使用されることもある。

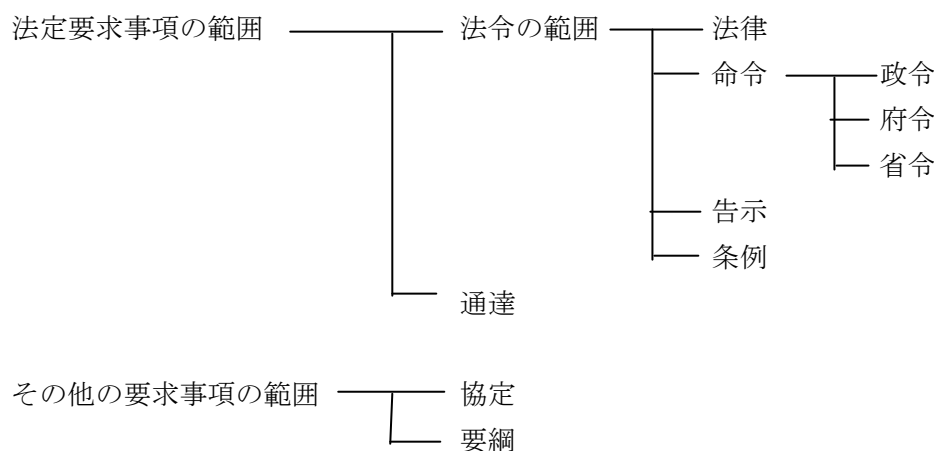
ii) 法令外の通達、要綱、協定

通達：行政間の文書で法令ではないが、これには地方自治体が実際に法を適用させていく際の方針が記述されているので実務上無視はできない。通達は官報公示されないのので、所管省庁のホームページで入手することが必要。

要綱：地方自治体内部の取決め。行政指導の場面で活用される。行政指導には法的拘束力はなく、自主的に従うことを求める。

協定：地方自治体と組織が締結。第三者に公開されることは無いが二者間の一種の契約であるので遵守が求められる。協定は法的要求事項ではなく、その他の要求事項とし

て管理するのが妥当。
以下にまとめ表示する。



iii) 法令等の相互関係

- ・法令間の地位は①憲法、②法律、③府令、政令、省令、法令、④告示の順。
- ・①憲法と②法律の間に「条約」があるとの指摘があった。(小川氏)
- ・上位の法令に抵触する下位の法令の効力は否定される。
- ・同格の法令間で内容に矛盾があるときは、時間的に後に成立した法令が優先する。
- ・一般法と特別法の間では、特別法の規定が優先。例えば、区分所有法は民法の特別法であるから区分所有法が民法に優先される。

(2) 法令の読み方

官報や法令集における法令の読み方を、資料「法令の見かた、用語の読み方」4頁に基づき説明。

- ・制定年月日は、前述の同格法令間に矛盾がある場合に、前後が問題となるので必ず付けられる。
- ・項の番号は原則として「2」から付す。第1項は第2項の前の条文が相当する。
- ・附則には施行期日とかが記載されるが、重要事項が書かれることがある。これに関連して、附則と本則の軽重について問われることがあるが、現在は同格とみなされつつある。
- ・期日については、成立は国会において成立した日、公布日は官報掲載日、施行期日は法律が施行(適用)される期日でそれぞれ区別が必要。

(3) 基本的な用語の読み方

i) 資料「法令の見かた、用語の読み方」5頁、6頁に基づき以下の説明があった。

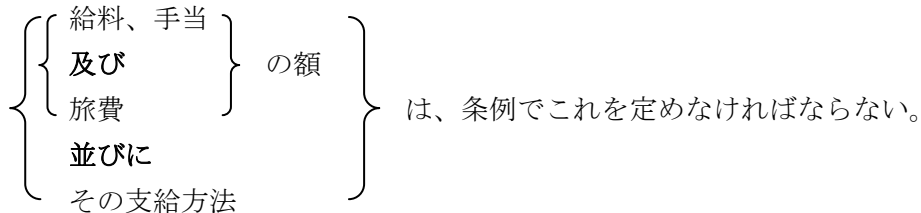
- ・法令に使われる用語や文章は一般の国語とは異なった使われ方をするものがある。これらの用語・文章の読み方を誤ると、法令遵守に抵触する場合があるので注意が必要。
- ・科料と過料：科料は1,000円以上10,000円未満の支払いを命ずる刑罰。10,000円以上の金銭支払いを命じる刑罰は罰金。過料は行政処分的一种。刑罰ではない。

ii) 法令用語について資料「第2 用語」に基づいて以下の説明があった。

法令用語は正確で一義的なものでなければならない。一方、住民にとって理解しにくい難解なものであってはならない。民法は明治初期に制定された法律であって現在改訂を含めて改善作業中である。

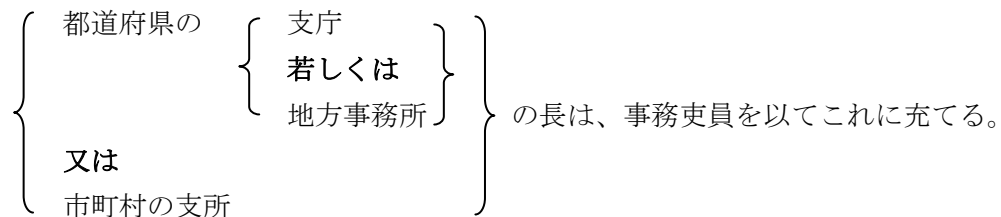
① 「及び」・「並びに」

例文：「給料、手当**及び**旅費の額**並びに**その支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」における「及び」・「並びに」は以下の様に使い分けられる。



② 「又は」・「若しくは」

例文：「都道府県の支庁**若しくは**地方事務所**又は**市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。」の場合は



③ 「以上」・「以下」・「未満」・「満たない」・「超える」

「以上」「以下」は基準点となる数量を含めていう場合。「未満」「満たない」「超える」は基準点となる数値を含まない場合に用いる。

④ 「以前」・「以後」・「以降」・「前」・「後」

「以前」「以後」「以降」は基準点となる日時を含めていう場合に用いる。なお「以後」と「以降」は同義語であるが、一般的には「以後」が用いられ、「以降」は、制度的に毎年又は定期的に継続して行われる事項を規定する場合に用いられることが多い（ただし、厳密な使い分けがされているわけではない）。

「前」「後」は基準点となる日時を含まないでいう場合に用いる。

⑤ 「準用する」・「例による」

「準用する」とは、ある事項を規定しようとする場合に、それと本質の異なる（しかしそれと類似の）他の事項に関する規定を借りて、適当な修正を加えて当てはめて働かせる場合に用いる。これは類似する事項について同じような規定を設けることの煩雑さを避けるためである。

「例による」は、ある事項を規定しようとする場合に、それと本質の異なる（しかしそれと類似の）他の事項に関する規定を借りて、その制度によるのと同じように取り扱うという場合に用いる。理由は「準用する」と同じ。

⑥ 「規定」・「規程」

「規定」は、法令における個々の条項の指示する場合に用いる。

「規程」は、一定の目的のために定められた一連の条項の総体を呼ぶ場合に用いる。

⑦「その他」・「その他の」

「その他」は、これの前の部分に掲げられている語句とこの「その他」以下の部分に掲げられている語句とが完全に並列的に成っている場合に用いる。例文：「賃金、給料その他これに準ずる収入」

「その他の」は、これの前に掲げられている語句が、「その他の」以下の部分に表示される語句の意味に包括され、その一部をなす場合に用いられる。前置される語句は、通常例示としての役割を果たす。例文：「許可、認可その他の処分」

2) 区分所有法の読み

部会長より以下の説明があった。

i) 区分所有建物とは

「区分所有建物の登記事項証明書」中に「表題部」として、「一棟の建物の表示」に加えて、同じく「表題部」として「敷地権の目的たる土地の表示」との記載があることが、その建物が区分所有建物であることの明確な表示である。(テキスト「マンション法の解説—区分所有法—」表紙裏参照)

ii) 今後の読み当たりの注意ポイント

- ①区分所有建物の所有形態。つまりこの種の建物は専有部分と共用部分に分かれているので、だれがどの部分にどのような権利を有するのか明確に区分すること。
- ②専有部分と敷地との法律関係。区分所有法では、敷地利用権のない専有部分が生じないように両者が一体化されている。このシステムを把握すること。
- ③区分所有建物の管理。意見・利害の異なる多数が生活するこの種の建物全体の管理を、だれがどのような手続きを経て行うのかを確実に理解すること。

3) その他（次回からの区分所有法の読み担当について）

担当を以下に決定した。(敬称略)

範囲	第1条	第2条	第3条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条
担当	長谷川	長谷川	小川	内多	二宮	小幡	井口	白石	大山	松崎

(記録 井口)

次回 平成27年3月15日(日) 14:00~16:00

場所 ブリリア多摩センター 集会室